

累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社京都銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、申込者が申し出た投資信託の受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（適用範囲）

この約款は、全てのファンドにかかる累積投資について、適用するものとします。

第3条（申込方法）

- 1 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
- 2 契約が締結されたとき、当行はただちにファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。

第4条（金銭の払込み）

申込者はファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき各ファンドごとに当行が定める最低投資金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとします。

第5条（買付時期・価額）

- 1 当行は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。
- 2 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- 3 買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第6条（管理）

- 1 この契約により買付けられたファンドについては「社債等の振替に関する法律」に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る申込者の口座で管理いたします。
- 2 当行は、ファンドの管理につき、手数料を申し受けることがあります。

第7条（果実の再投資）

- 1 前条の管理にかかるファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
- 2 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第8条（返還）

- 1 当行は、この契約にもとづくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、換金の際に適用される各ファンドの価額に基づくものといたします。
- 2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条（解約）

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) ファンドが償還されたとき
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なくファンドを第8条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第10条（申込事項等の変更）

- 1 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第11条（その他）

- 1 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

付則

第1条

この約款は、2020年4月1日から適用します。

以上